

いちごいちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

第77回国民体育大会日光市実行委員会

第4回総会

【常任委員会決定事項】



日時：令和3年6月

場所：書面会議

目 次

【総合計画】

第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画年次計画の変更	1
---------------------------------	---

【総務企画関係】

第77回国民体育大会日光市競技会識別用品整備要項	2
第77回国民体育大会日光市競技会遺失物・拾得物取扱要項	4
第77回国民体育大会日光市競技会保険加入要項	17
第77回国民体育大会日光市競技会案内所設置要項	21
第77回国民体育大会日光市競技会休憩所設置要項	23
第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項	24

【宿泊輸送関係】

第77回国民体育大会日光市競技会弁当調達実施要項	37
第77回国民体育大会日光市競技会医療救護実施要項	40
第77回国民体育大会日光市競技会感染症（防疫）対策要項	42
第77回国民体育大会日光市競技会食品衛生対策要項	44
第77回国民体育大会日光市競技会環境衛生対策要項	46
第77回国民体育大会日光市競技会輸送業務要項	48
第77回国民体育大会日光市競技会交通対策業務要項	50
第77回国民体育大会日光市競技会駐車場設置管理要項	53
第77回国民体育大会日光市競技会警備消防防災実施要項	55

【競技式典関係】

第77回国民体育大会日光市競技会競技式典基本方針	57
第77回国民体育大会日光市競技会情報通信業務要項	58

第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画 年次計画

年度 逆年(開催〇年前)	平成29年度(2017) 本大会内定(開催5年前)	平成30年度(2018) 本大会(開催4年前) 冬季大会決定(開催3年前)	令和元年度(2019) 本大会決定(開催3年前) 冬季大会(開催2年前) 文科省・日体協視察(本) 決定書受領(会期決定)	令和2年度(2020) 本大会(開催2年前) 冬季大会(開催1年前)	令和3年度(2021) 本大会(開催1年前) 冬季大会(開催年)	令和4年度(2022) 本大会(開催年)
開催手続	開催申請書提出				中央競技団体視察(本)	
準備組織	栃木県	国体準備室(H26~)		国体局(3課)		
	事務局	スポーツ振興課所管	国体担当(1名)	国体推進室(3名)	国体推進課設置(10名)	国体推進室組織図
	日光市			庁内推進本部 推進連絡会議 専門部会	大会実施本部	大会実施本部
	各競技団体	競技役員養成の推進				競技運営
実行委員会組織		準備委員会発足 設立総会 第1回総会	解散 実行委員会発足(総会) 常任委員会 総務企画専門委員会 宿泊輸送専門委員会 競技式典専門委員会	総会	総会	総会
						解散
全体計画			推進体制整備 日光市競技会開催方針	開催推進総合計画策定 年次計画策定		
① 総務企画	文化PG	基本方針(県)		文化プログラム実施計画・実施要領・募集(県)に基づき調査・検討・募集等		文化プログラム実施
	総務企画			識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定	リハ大会・冬季大会 リハ大会・冬季大会 リハ大会・冬季大会	本大会識別用品整備 本大会遺失物・拾得物取扱 本大会保険加入
	広報	基本方針・基本計画(県)	県連携事業・懸垂幕・ノベルティ・広報誌など活用した広報の実施	広報記録基本方針策定 協賛取扱要項・基準作成	広報事業の実施 協賛活動	
	募金・協賛			協賛取扱要項・基準作成	協賛活動	
	市民運動	県民運動基本方針・基本計画		市民運動推進基本方針策定 ボランティア募集要項策定	ボランティアの募集・養成など	
	総合案内 おもてなし		基本方針(県) 歓迎・接伴基本方針策定	案内所設置要項策定 休憩所設置要項策定 売店設置要項策定 おもてなしの準備等	案内所設置 休憩所設置 売店設置 おもてなしの準備等	案内所設置 休憩所設置 売店設置 おもてなしの準備等
	宿泊	基本方針・基本計画(県) 宿泊施設等基礎調査[協力]	県配宿計画[協力] 第2次基礎調査[協力] 標準献立作成方針(県) 標準献立普及実施要領(県)	第3次基礎調査[協力] 標準献立普及実施要領(県)	弁当調達実施要項策定 リハ大会・冬季大会	本大会弁当調達実施
	医事・衛生	基本方針・基本計画(県)	医事・衛生対策各種要領(県) 医事・衛生基本方針策定	医療救護実施要項策定 感染症(防疫)対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定		医事・衛生対策実施
	輸送・交通	基本方針・基本計画(県) 基礎調査(県)	業務指針(県) 全国輸送基礎調査(県)	開閉会式輸送実施計画(県) 全国輸送計画・会場地輸送調整(県) 輸送・交通基本方針策定 輸送業務要項策定 交通対策業務要項策定 駐車場設置管理要項策定	輸送・交通 駐車場設置	輸送実施 駐車場設置
	警備・消防	基本方針・基本計画(県)		警備・消防防災基本方針策定 警備消防防災実施要項策定		対策準備・実施
② 宿泊輸送	情報通信	基本方針(県)	基本計画(県)	情報通信業務要項策定	通信業務	通信業務実施
	競技運営	競技運営基本方針(県) デモス方針・競技選定(県) 記録業務基本方針(県) 競技役員等養成基本計画(県)	競技運営基本方針策定 記録業務基本計画(県) 競技役員養成事業(県) リハ大会開催基準要項(県)	記録関係業務運営要項(県) 業務準備 (県)競技役員養成 リハ大会実施本部	デモ・冬季大会 競技運営 業務準備 (県)競技役員養成 リハ大会実施本部	競技別プログラム等 記録本部 監督者会議
	競技用具	基本方針(県)	整備計画(県) 第2次調査(県)	競技用具整備の推進(県)		
	式典	基本方針・基本構想(県)	基本計画(県)	競技式典基本方針策定	競技式典 炬火イベント実施	競技式典実施 炬火イベント実施
	競技・施設	競技整備基本方針(県) 国体競技施設基準(県) 競技施設整備計画(県)	市実施計画・予算措置	競技施設整備基本方針策定 R2市実施計画・予算措置	競技施設整備の推進 R3市実施計画・予算措置 R4市実施計画・予算措置	
③ 競技式典						

第77回国民体育大会リハサル大会(令和三年八月十一日)

第77回国民体育大会(令和四年一月)

第77回国民体育大会本大会(令和四年十月)

第77回国民体育大会日光市競技会識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に従事する競技役員等（以下「競技会従事者」という。）の識別用品整備について、必要な事項を定めるものとする。

2 識別用品

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備する識別用品は、次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及びスタッフジャンパー又は防寒ジャンパー）
- (3) その他競技会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、既に各競技団体において競技会従事者のユニフォーム等を整備している場合は、配布対象者としない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 競技会係員
- (4) 競技会補助員
- (5) その他（選手、監督、視察員等）

4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、競技会従事者の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配布対象者は、実行委員会が整備する識別用品を着用することを原則とする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 77 回国民体育大会日光市競技会遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）において、第 77 回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

(1) 遺失物又は拾得物の届出の取扱いは、第 77 回国民体育大会日光市実施本部（以下「実施本部」という。）が競技会場内に設置する受付案内所で行うものとし、会場総務係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。

(2) 会場総務係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、実施本部へ案件を引き継ぐものとする。ただし、高額な金品等については、速やかに実施本部へ引き継ぐものとする。

(3) 拾得物は、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意する。

(4) 実施本部解散後の遺失物・拾得物の取扱いは、実行委員会事務局において行う。

3 届出の処理

(1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物預かり書（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管する。

(2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書(控え)（様式第 6 号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第 7 号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書(様式第8号)を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状(様式第9号)を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者に報労金の請求権利が生じたときは、実行委員会事務局が拾得物返還通知書(様式第10号)を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実施本部は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、実行委員会に引き継がなければならない。ただし、実施本部は、拾得した日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、実施本部から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を拾得の翌日から起算して7日以内に拾得物届出書(様式第11号)を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者及び所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書

受 理 番 号	第 号					
受 理 日 時	年 月 日 () 時 分					
拾 得 日 時	年 月 日 () 時 分頃					
拾 得 場 所						
拾 得 者	住 所	〒				
	氏 名	(フリガナ)				
	電 話	(自宅) (携帯)				
物 件	現 金	総額	金額内訳			
		円	金種	数	金種	数
			10,000 円		100 円	
			5,000 円		50 円	
			2,000 円		10 円	
			1,000 円		5 円	
	500 円		1 円			
	物 品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)			点数
						点
	権 利 放 棄 の 意 思	上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。				
年 月 日 第77回国民体育大会日光市実行委員会 会長 様						
拾得者氏名 (自署)						
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無				
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に変換した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外の記入				
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権				
備考		上記の物件を預かりました。 年 月 日 第77回国民体育大会日光市実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名 (自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効				

※太枠部分は原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物預かり書

受 理 番 号	第 号					
受 理 日 時	年 月 日 () 時 分					
拾 得 日 時	年 月 日 () 時 分頃					
拾 得 場 所						
拾 得 者	住 所	〒				
	氏 名	(フリガナ)				
	電 話	(自宅) (携帯)				
物 件	現 金	総額	金額内訳			
		円	金種	数	金種	数
			10,000 円		100 円	
			5,000 円		50 円	
			2,000 円		10 円	
			1,000 円		5 円	
	500 円		1 円			
	物 品	種類	特徴等 (形状・模様・材質等)		点数	
					点	
	上記の物件を預かりました。 年 月 日 第 77 回国民体育大会日光市実行委員会 会 長 取扱者氏名 (自署) ※取扱者名及び印のないものは無効です。					
注 1 この預り書は、あなたが標記の物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから、紛失しないよう大切に保管してください。 2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の 5～20% の 2 分の 1 の範囲内で報労金 (相当物品) を受け取ることができます。(権利放棄された方は、該当しません。) 3 落とし主が判らないときは、本日から 7 日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに 3 ヶ月を経過しても遺失者が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、所轄警察署へ問い合わせてください。 ※あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から 3 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますのでご注意ください。						

拾得物一覧簿

受理 番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び特徴)			拾得取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・ 材質等	返還取扱担当者氏名	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (年 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ

拾 得 物 個 票

受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日 時 分頃	
拾得日時	年 月 日 時 分頃	
ふりがな		
拾 得 者		
物 件	現 金	円
	物 品	
取扱者氏名		

遺失物届出書

届出番号	第 号				
届出日時	年 月 日 ()		時 分		
遺失日時	年 月 日 ()		時 分頃		
遺失場所					
遺失者	住所				
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総 額) 円			
	物品	種 類	特徴(形状・模様・材質等)	点 数	
備 考					

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

年 月 日

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

署名 _____ (自署)

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入をする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、
所轄警察署へ届け出るように説明をすること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合

連絡日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分				
取扱担当者					
拾得物受理番号	第 号				
連絡結果					
☐ 遺失者本人に連絡	年	月	日		
☐ 遺失者本人に返還	年	月	日	(郵送の場合は着払い)	
☐ 拾得者へ電話連絡	年	月	日		
☐ 拾得者へ返還通知書送付	年	月	日		
☐ 拾得者の返還通知希望なし					

遺失物届出書（控え）

届出番号	第 号				
届出日時	年	月	日 ()	時	分
遺失日時	年	月	日 ()	時	分頃
遺失場所					
遺失者	住所				
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総 額) 円			
	物品	種 類	特徴（形状・模様・材質等）	点 数	
備 考					

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

年 月 日

第 77 回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

署名.....(自署).....

【遺失者が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届け出はご本人でお願いします。

【遺失物が判明した場合】

- ※ 拾得者に対し、氏名・住所・電話番号等を告知することに同意している場合、あなたの氏名・住所・電話番号等を拾得者に告知します。（拾得者が権利を放棄された場合は該当しません。）
- ※ 標記物件の返還後、拾得者にお礼の連絡を取っていただきます。あなたは報労金（相当物品）の支払義務がありますので、お互いに話し合ってください。（当実行委員会とは関係ありません。）
- ※ 拾得者には、拾得物の評価額の 5～20% の 2 分の 1 の範囲で報労金（相当物品）を受け取ることができる権利について、伝えてあります。

遺失物一覧簿

No.

届出 受理 番号	受理年月日	遺失日時	遺失物件(種類及び数量)		遺失場所	受理処理者	備考
			現金	物品		返還処理者	
1	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
2	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
3	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
4	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
5	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
6	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
7	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
8	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
9	年 月 日	年 月 日 時 分頃					
10	年 月 日	年 月 日 時 分頃					

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	届出書受理番号		第 号	
拾得日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分				
拾得場所						
拾得者	住 所					
	ふりがな					
	氏 名					
取得物件	現 金	総 額	円			
		内 訳	10,000円:	枚	100円:	枚
			5,000円:	枚	50円:	枚
			2,000円:	枚	10円:	枚
			1,000円:	枚	5円:	枚
		500円:	枚	1円:	枚	
	物 品	点				
上記の物件を受領しました。 年 月 日 第77回国民体育大会日光市実行委員会 会 長 様 住 所 〒 氏 名						
本人確認	☐ 運転免許証 (No.) ☐ その他 ()					
返還担当者						

※ 太枠内は、届出者が記入してください。

様式第9号

年 月 日

第77回国民体育大会日光市実行委員会

会 長 様

委 任 状

【代理人（受け取りに来られる方）】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受け取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に関わる一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 〒

氏 名

_____ 印

電 話 番 号

日国実第 号
年 月 日

様

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会 長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）
は、令和 年 月 日に下記の方に返還いたしました。

あなたには、遺失物法の定めるところにより、下記の方に物件の評価額の5～
20%の2分の1の範囲内で報労金（相当物品）の支払いを請求できます。

下記から連絡がありましたら、お互いに話し合ってください。

なお、下記の方には、報労金（相当物品）の支払い義務があることを伝えてあります。

記

返還を受けた方（遺失者の同意を得ている事項のみ記載しております。）

住 所 〒

氏 名

電 話

第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局
住 所：〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地
電話番号：0288-25-6900

拾得物届出書

警察署長 様

住所	栃木県日光市今市本町1番地
事務所名	第77回国民体育大会日光市実行委員会
代表者名	会 長
担当者名	事務局
電話番号	0288-25-6900

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、第77回国民体育大会日光市実行委員会は、一切の権利を放棄します。

競技名(種別) _____ 受理会場 _____

拾得受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備 考
	現金(内訳)	物品				
1	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏 名 ■住 所 〒 ■電 話	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失兼 ☐ 無権 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	
2	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏 名 ■住 所 〒 ■電 話	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失兼 ☐ 無権 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	

第77回国民体育大会日光市競技会保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に競技会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

競技会の開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

① 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所及び会場内外に設置する競技会用の看板、仮設物等で実行委員会が所有又は管理運営するもの若しくは管理運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命又は身体若しくは所有物等に損害を与えたことで損害賠償責任を負う事故をいう。

② 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為、看護業務等により、第三者の生命又は身体に損害を与えたことで損害賠償責任を負う事故をいう。

③ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

④ 受託物賠償事故

競技会の開催期間中等に実行委員会が借り受けた又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師、看護師等の競技会従事者が、競技会の開催準備業務若しくは開催業務に従事している時又は該当業務に従事するため、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ① 故意による事故
- ② 地震、台風等の天災による事故
- ③ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ① 保険対象者の故意による事故
- ② 地震、台風等の天災による事故
- ③ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- ④ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- ⑤ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 救護班は、競技会開催期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（別記様式）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る契約保険会社の賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特別事項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(別記様式)

事 故 報 告 書

年 月 日

第 77 回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

報 告 者 _____

事故発生日時		
事故発生場所		
事故発生状況 (できるだけ詳しく)		
負 傷 者	住 所	
	氏 名	
	T E L () -	
医 療 機 関	住 所	
	名 称 T E L () -	
	担当医師	
傷 害 内 容	傷病名	
	症状・程度など	

第77回国民体育大会日光市競技会案内所設置要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会歓迎・接伴基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、競技関係者、一般観覧者等（以下「競技会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行うために設置する案内所の設置について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関等と協議のうえ主要駅等に設置する。また、受付案内所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

(1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。ただし、関係機関等との協議により、変更できるものとする。

(2) 受付案内所

開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、関係機関等との協議により、変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊等の案内に関すること。
- ウ 観光等の案内に関すること。
- エ その他各種案内業務に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 競技会参加者等の受付及び案内に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊等の案内に関すること。
- エ 遺失物、拾得物及び迷子等の受付に関すること。
- オ その他各種案内業務に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 7 7 回国民体育大会日光市競技会休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「第 7 7 回国民体育大会日光市競技会歓迎・接伴基本方針」に基づき、第 7 7 回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、競技関係者、一般観覧者等（以下「競技会参加者等」という。）に対し、憩いと交流の場を提供するための休憩所の設置について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

休憩所は、競技会場に設置する。

3 設置期間及び開設時間

設置期間は、競技開催期間中とし、開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 3 0 分までとする。ただし、必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

4 業務内容

- (1) 競技会参加者等への飲食物等の提供に関すること。
- (2) その他、休憩所運営に関すること。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会歓迎・接伴基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、競技関係者、一般観覧者等（以下「競技会参加者等」という。）の便宜を図り、併せて当市の地場産品等の郷土の物産を広く紹介するため、第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所は原則として各競技会場とし、設置期間は競技開始日から最終日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて関係機関、団体等と協議のうえ、これを変更することができる。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店会場、出店数、出店位置及び規模

出店会場、出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1売店当たり約20㎡（2間×3間テント1張）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等に応じて、これを変更することができる。

5 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去に要する経費相当分とし、実行委員会が別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- (3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込まなければならない。この場合において、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (4) すでに納付された出店料は、返納しない。ただし、実行委員会が特に認めたときは、この限りでない。

6 販売品目

売店において販売するものは、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会憲章を使用した商品で、公益財団法人日本スポーツ協会の使用承認を得ているもの又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が定めるマスコットを使用した商品で、同実行委員会の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 地場産品

日光市で製造等されているもので、地場産品として相応しいもの

(4) 飲食物

① 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの

② 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、簡易な調理、加工のみを行うもので、提供直前に加熱処理されるもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の(1)の要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の要件のすべてに該当する者とする。

(1) 次の要件のいずれかに該当する者

- ① 申請時に1年以上、日光市に店舗を有して営業している者
 - ② 競技団体の推薦がある者
 - ③ 過去の国体において売店を出店した実績がある者。この場合においては、過去の出店の実績を証明できる者に限る。
 - ④ 国体関連グッズ、地場産品又は飲食物に係る関係団体等
 - ⑤ その他実行委員会が必要と認めた者
- (2) 次の要件のすべてに該当する者
- ① 競技開催期間中、継続して出店することができる者
 - ② 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者
 - ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止その他の重大な処分を受けていない者又は飲食物販売の出店者については、過去1年間に食中毒発生等による行政処分を受けていない者
 - ④ 出店申請書の提出日時点において、租税の滞納がない者
 - ⑤ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは代表者をいう。）が日光市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

8 運営設備等

実行委員会が準備する売店出店に必要な設備等は、一売店当たり、次のとおりとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント1張（2間×3間）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が別に定める日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可書等の写し
- (5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

10 出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき出店者の選定を行い、これを適当であると認めたときは、売店出店許可証（様式第5号）（以下「出店許可証」という。）を交付する。
- (2) 実行委員会は、出店申請者数が各競技会場の予定売店数を超えたときは、市内事業者等を優先し、これにより難しいときは、抽選により選定する。

11 保健所への届出

- (1) 保健所の臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 実行委員会は、保健所の臨時営業許可が必要な出店者については、前号の写しの提出を待って、出店許可証を交付する。

12 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1 3 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営について販売員を指揮監督し、販売が適切に行われるよう努めなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮しなければならない。

1 4 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他競技会運営に支障をきたす行為をすること。

1 5 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、これ进行处理し、常に環境美化に努めること。

- (3) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (4) 販売店には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を提示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、競技会運営に支障をきたさないよう実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 販売員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心掛ける。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する売店にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1.6 出店者の管理責任

売店における販売品、陳列設備等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わない。

1.7 事故発生時の対応

売店責任者は、売店において事件若しくは事故が発生したとき又は不審

者若しくは不審物を発見したときは、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

1 8 許可の取消

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去を命ずることができる。この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の運営管理において不適當と認めたとき。

1 9 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 0 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 1 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2.2 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

売店出店申請書

第77回国民体育大会日光市競技会において、第77回国民体育大会日光市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項第9項の規定に基づき申請します。

1 大会区分	リハーサル大会 ・ 冬季大会 ・ 本大会
2 出店希望競技	・ スピードスケート (冬) ・ ショートトラック (冬) ・ フィギュア (冬) ・ アイスホッケー (冬) ・ ホッケー (リハ・本) ・ ボクシング (リハ・本) ・ 軟式野球 (リハ・本)
3 出店希望会場	
4 出店期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
5 添付書類	(1) 売店出店概要書 (様式第2号) (2) 売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号) (3) 誓約書兼承諾書 (様式第4号) (4) 営業に関する許可書等の写し (5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類 (免許証、パスポート等 公的機関が発行したものの写し)

※ 出店会場については、ご希望に添えない場合がございます。

(様式第2号)

売店出店概要書

商号又は名称			
代表者氏名			
代表者生年月日	年 月 日		
所在地	〒		
連絡先	電話	FAX	
	E-mail		
売店責任者名			
業 種			
主要取扱品目 (該当品目を○で 囲んでください)	国体関連グッズ ・ スポーツ用品 地場産品 ・ 飲食物 ・ その他 ()		
出 店 実 績			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得 した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違 反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去1年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
No.	商品名	予定数量	販売価格
1			備考(承認番号等)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従業者及び搬入車両予定表

(商号又は名称

)

1 大会名

2 競技名・競技会場名

3 従業者名簿

No.	従事日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)

※ 売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※ 売店責任者及び販売員の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートの写し等）を添付してください。

4 車両予定表

No.	車両の種類	車両ナンバー	備考

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※ 駐車車両、搬入搬出用車両の別を備考欄に記入してください。

※ 駐車車両は、原則として各競技会場ともそれぞれ1台とします。必ず駐車許可証を提示し、指定された場所に駐車してください。

年 月 日

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

第77回国民体育大会日光市競技会会場への売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、第77回国民体育大会日光市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査及び照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の出店に当たり、第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項を遵守します。
- 2 日光市暴力団排除条例（平成24年条例第4号。）第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団関係者を使用、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去1年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

所 属 : _____
売店責任者名 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X : _____
E-mail : _____

年 月 日
番 号

様

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長

印

売店出店許可証

年 月 日付で申請のありました第77回国民体育大会日光市競技会において、第77回国民体育大会日光市実行委員会が運営する競技会場内での売店出店について、次のとおり許可します。

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
出店許可大会	
出店許可競技会	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
販売許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及び第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項を遵守すること。

第77回国民体育大会日光市競技会弁当調達実施要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者に提供する弁当について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 対象及び取扱期間

種類	対象者	期間	内容
幹旋弁当	選手 監督 視察員 報道員	大会期間中	申込に応じて有償で提供する弁当
支給弁当	競技会役員 競技役員 競技補助員 競技会係員 競技会補助員	大会業務に従事する期間	実行委員会から無償で提供する弁当

5 弁当調製施設の指定及び取消

(1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき、弁当調製施設の指定を行う。

(2) 実行委員会は、弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（別記様式）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定された弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- ① 食品衛生関係法令に基づく許可が取り消されたとき。
- ② 食品衛生関係法令に基づき、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
- ③ 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- ④ 弁当調達業務を第三者に委託したとき。
- ⑤ その他実行委員会が弁当調達施設の指定が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所

実行委員会は、弁当引換所を競技会場内に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行なう。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(別記様式)

第 7 7 回国民体育大会日光市競技会弁当調製施設指定書

年 月 日

様

第 7 7 回国民体育大会日光市実行委員会
会長

第 7 7 回国民体育大会日光市競技会における弁当調製施設として、次のとおり指定します。

施 設 名	
所 在 地	
代表者名	
大 会 名	第 7 7 回国民体育大会日光市競技会
適用期間	大会業務期間中

第77回国民体育大会日光市競技会医療救護実施要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における医療救護の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、係員等を配置する。

（3）その他

救護所には、必要に応じて、医薬品、医療器具、その他必要な物品等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 実施業務

（1）救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

大会に参加する選手・監督、及び役員等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿泊施設の管理者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に連絡する。

(4) 救急自動車の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での診察費用を除き、医療費は全て受診者の負担とする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会及び実行委員会主催イベント等における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施項目

（1） 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

（2） 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、日光市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3） 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 77 回国民体育大会日光市競技会食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 77 回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第 77 回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 77 回国民体育大会日光市実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、競技会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 宿泊施設及び食品取扱施設等に対する監視・指導

関係機関、関係団体等と連携し、宿泊施設及び弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場等の食品取扱施設等に対して、重点的に監視・指導を行う。

(3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

競技会参加者等に食中毒患者が発生したときは、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、関係機関、団体等と相互に連携を図り、必要な環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等の連携し、大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するように努める。

（3）生活環境等の美化

関係機関・団体等と連携し、会場・宿舍等の周辺における道路等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（4）宿泊施設の衛生対策

宿泊施設の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう、宿泊施設及びその周辺の衛生環境の保持に努めるよう指導する。

（5）廃棄物の減量化・再資源化

会場等における廃棄物の発生を抑制し分別を徹底することにより、廃棄物の減量化・再資源化に努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者及びその他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導を行うなど、飲料水の衛生保持に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会輸送業務要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会輸送・交通基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における輸送業務について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、所轄警察署、関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送業務を実施する。

3 輸送業務の内容

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、次のとおりとする。

- ① 選手、監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 一般観覧者
- ⑤ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送業務の実施期間

輸送業務を実施する期間は、原則として大会開催の前日から競技期間中とする。ただし、実行委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(3) 輸送業務の範囲等

- ① 輸送は、輸送対象者の公共交通機関による輸送が困難な場合又は競技の実施に支障があると実行委員会が認める場合に行う。
- ② 一般観覧者を除く輸送対象者（以下「競技会参加者」という。）の輸送は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場等の相互間において行う。ただし、大会参加者の到着時における宿舎までの輸送は、実行委員会が必要と認める場合を除き、行わない。

③ 一般観覧者の輸送業務の範囲は、実行委員会が指定した乗降駅、遠隔地にある指定駐車場及び競技会場の相互間において行う。

(4) 輸送体制

輸送業務を円滑に進めるため、実施本部内に必要な人員を配置して輸送業務を行う。

(5) 指定集合地

実行委員会は、輸送業務を行う場合において、輸送の効率化を図るため、バス事業者等と協議の上、必要に応じて指定集合地を設ける。

(6) 輸送経路

実行委員会は、参加人数、時間帯、道路交通事情等を考慮し、所轄警察署、バス事業者、関係機関、関係団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

(7) 輸送計画

実行委員会は、この要項に基づき、所轄警察署、道路管理者、バス事業者等の協力を得て、輸送対象者、輸送経路、車両台数、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

4 輸送力の確保

(1) 車両の確保

実行委員会はバス、タクシー等の借り上げにより、輸送に使用する車両の必要台数を確保する。

(2) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要に応じて関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請する。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、輸送業務の実施期間中、競技会場等に若干の予備車を保有して緊急時に備える。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送業務に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会交通対策業務要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会輸送・交通基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における交通対策業務について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、所轄警察署、関係機関、関係団体等の協力を得て、交通対策業務を実施する。

3 実施期間

交通対策業務を実施する期間は、原則として競技会の期間中とする。ただし、必要に応じて実施期間を変更することができるものとする。

4 交通対策

(1) 交通規制

実行委員会は、選手、監督、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会補助員その他競技会関係者（以下「競技会参加者」という。）及び一般観覧者等の安全かつ円滑な輸送に努めるとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における道路の車両通行止め、一方通行等の交通規制を行う。

(2) 案内標識等の設置

実行委員会は、競技会参加者、一般観覧者等を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内標識等を設置する。

(3) 交通誘導

実行委員会は、安全かつ円滑な輸送のため、必要があると認める競技会場周辺道路の交差点等に所轄警察署の指導を得て、交通誘導員を配置し、適切な交通誘導を行い、混雑緩和と事故防止に努める。

(4) 路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

5 駐車場対策

(1) 駐車場の確保及び開設

実行委員会は、競技会参加者、一般観覧者等が利用する車両台数を勘案し、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場、練習会場等の周辺に必要な駐車場を確保する。この場合において、駐車場が遠隔地となるときは、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(2) 係員等の配置

実行委員会は、駐車場に係員等を配置し、適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(3) 駐車許可証の交付

実行委員会は、競技会参加者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

6 交通環境整備

(1) 自家用車自粛の啓発

実行委員会は、大会期間中の交通総量を抑制するため、競技会参加者、一般観覧者等に対して、自家用車での来場の自粛を働きかける。

(2) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損個所の補修等の必要な保全対策並びに大会期間中に交通渋滞が予想される道路及び競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等につ

いて、関係機関へ協力を求める。

(3) タクシー及びシャトルバスの乗降所等の設置

実行委員会は、必要に応じて競技会場にタクシー及びシャトルバスの乗降所及び待機所を設置する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、交通対策業務に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における交通対策業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会駐車場設置管理要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会輸送・交通基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「競技会参加者」という。）及び一般観覧者等が利用する駐車場の設置管理について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 駐車場の設置

駐車場は、原則として公共施設の駐車場を利用する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用することができる。

3 設置期間

駐車場の設置期間は、原則として競技会開催の前日から競技終了日までの間とする。

4 開設時間

- (1) 競技会開催の前日における駐車場の開設時間は、原則として練習開始2時間前から練習終了1時間とする。
- (2) 競技会期間中における駐車場の開設時間は、原則として競技開始2時間前から競技終了後1時間とする。ただし、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 係員等の配置

駐車場には係員等を配置し、車両の誘導整理及び駐車場の管理運営に当たる。

6 駐車場の指定

交通混雑の防止と駐車場への的確な誘導及び駐車場の円滑な運営を

図るため、競技会参加者に対して駐車許可証を交付し、使用する車両の駐車場を指定するものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における駐車場の設置及び管理についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会警備消防防災実施要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会警備・消防防災基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における警備及び消防防災の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方針

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、所轄警察署、日光市消防本部、日光市消防団その他関係機関等の協力を得て、警備及び消防防災に万全を期し、安全かつ円滑な大会の運営を図るものとする。

3 実施期間

警備及び消防防災の実施期間は、原則として大会の期間中とする。

4 実施対象施設

警備及び消防防災の実施対象施設は、競技会場、練習会場及び駐車場（以下「大会関連施設」という。）とする。

5 業務内容

（1）警備業務

- ① 盗難、犯罪等の事件及び雑踏事故の防止
- ② 大会参加者の誘導及び混雑の防止
- ③ その他警備に必要な業務

（2）消防防災業務

- ① 防災意識の普及・啓発
- ② 大会関連施設に対する予防査察の実施及び防火対策の指導
- ③ 消防用機械器具及び消防水利の点検整備及び維持管理

- ④ 大会関連施設における火災その他の災害の予防、警戒及び鎮圧
- ⑤ 大会関連施設における避難通路の確保及び火災その他の災害発生時における避難指導
- ⑥ 大会関連施設における救急救助業務
- ⑦ その他消防防災に必要な業務

(3) 共通業務

- ① 関係機関との連絡調整
- ② 火災、災害、事件、事故等発生時における実行委員会への報告

6 行幸啓の警備及び消防防災業務

行幸啓に係る警備及び消防防災業務については、関係機関等と協議し、別に定める。

7 大規模災害等に係る対策

大会開催期間中において、日光市災害対策本部が設置された場合は、日光市の防災関係部局と連携し対応する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、警備及び消防防災の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備及び消防防災の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第77回国民体育大会日光市競技会式典基本方針

第77回国民体育大会日光市競技会において開催する式典については、簡素な中にもぬくもりのある内容とするために、創意工夫を凝らした運営を図ることとする。

1 式典の種類

式典の種類は、競技会開始式、表彰式とする。

2 内容

(1) 競技会開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合は競技会運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努めるものとする。

第77回国民体育大会日光市競技会情報通信業務要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における情報通信業務について、必要な事項を定めるものとする。

2 通信業務の種類

(1) 競技会運営に関する通信

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体等との協力のもと、競技会場、練習会場等に必要な通信機器を設置し、競技会式典及び競技会の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、記録本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、競技会に参加する選手、監督、競技役員、競技会関係者及び一般観覧者等の輸送及び各駐車場間の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送及び交通業務の円滑な運営を図る。

(4) 警備・消防防災業務に関する通信

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、警備及び消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

3 通信機器

通信業務を遂行するために使用する機器は、概ね次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器
- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ

4 設置場所

- (1) 臨時加入電話、パソコン及びファクシミリは、競技会実施本部、記録本部、競技会場その他の必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、競技会運営上必要と認める者に携帯させる。

5 設置期間

- (1) 設置期間は、原則として競技会開催期間中とする。
- (2) 設置数、使用時間、設置場所等については、競技団体及び関係機関等と協議の上、決定することとし、設置については必要に応じて専門の業者に依頼する。
- (3) 通信施設等の設置については、競技会運営に支障のない日時までに完了する。

6 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理担当者を置き、通信機器の管理に当たる。また、競技会実施本部に管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を総括する。
- (2) 競技会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了したときは、管理担当者はこれを取りまとめて競技会実施本部に返却する。
- (3) 通信機器を破損又は忘失したときは、管理担当者は管理責任者に直ちに報告し、管理責任者の指示に従うものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、情報通信業務に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。